

平成 25 年度政策評価・施策評価制度の見直し（案）

1 見直しの必要性

今年度の政策評価・施策評価は、新たに宮城県震災復興計画を評価対象に含めて実施したこともあり、目標指標の達成度の判定に関する問題（目標値「0」の場合は実績値「0」でも「A」と判定したことなど）が生じているほか、評価結果と県民意識との乖離が指摘されている。また、評価対象の増加に伴い政策評価部会分科会や評価担当部局の負担が大幅に増加していることなどから、評価手法の見直しに一層取り組むことが求められている。

2 見直し方針

平成 25 年度の評価については、今年度の評価を現行制度で実施したことを踏まえ、基本的に今年度同様に行うこととするが、評価結果の客観性の向上及び県民意識との乖離の解消に努めるとともに、政策評価部会分科会及び評価担当部局の負担軽減を図ることとする。

3 主な見直しの内容

（1）評価結果の客観性の向上及び県民意識との乖離の解消に向けた評価基準の改善

① 目標指標の達成度の見直し

- ・ 目標指標の達成度について、達成率に着目した区分に変更する。
- ・ 目標値が「0」のため目標指標を活用できない場合などについては、達成度「N」と判定する。

② 県民意識調査結果の評価への反映手法の見直し

- ・ 今年度から県民意識調査を毎年度実施する。
- ・ 把握した結果を評価へ適切に反映させるため、満足群（満足＋やや満足）及び不満群（やや不満＋不満）の割合に着目した区分を新設する。

③ 評価理由の記載方法の見直し

- ・ より評価基準（目標指標、県民意識調査、社会経済情勢、事業の成果）を意識した評価となるよう、評価理由欄を評価基準ごとに区分する。

（2）政策評価部会分科会及び評価担当部局の負担軽減に向けた評価事務の簡素・合理化

① 政策評価部会分科会審議の効率化

- ・ 宮城県震災復興計画の対面審議における質疑応答時間を、宮城の将来ビジョンと同様に短縮する。
- ・ 対面審議項目の事前抽出の対象に、宮城県震災復興計画を加える。

② 基本票作成の省力化

- ・ 施策評価シートの評価理由欄を評価基準ごとに区分することに伴い、重複する「施策に関する社会経済情勢等の状況欄」を削除するとともに、県民意識調査結果欄を見直し、基本票作成の省力化を図る。

政策評価部会分科会の進め方等について (案)

～平成 24 年度政策評価・施策評価～

1. 政策評価部会各分科会の審議・判定の範囲について

- ・「宮城の将来ビジョン」, 「宮城県震災復興計画」及び「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画」の体系に基づき, 21 政策, 57 施策を, 全て審議・判定する。
- ・判定の対象は, 「政策・施策の成果」に係る県の自己評価 (原案) の妥当性とする。
- ・「政策・施策を推進する上での課題と対応方針」については, 県の自己評価 (原案) に対して, 適宜, 委員から意見をいただくこととする。

2. 審議方法の変更点について

- ・審議に当たっては, 新たに「対面審議項目の事前抽出」を行い審議の効率化を図るとともに, 「書面審議の補完的な導入」を図り評価の実効性を確保する。

※「対面審議」とは, 委員からの質疑に対する県担当者の回答を対面で行うことにより, 審議する手法をいう。

※「書面審議」とは, 「対面審議」以外の審議手法をいう。

3. 分科会の進め方

- ・審議・判定の体制は, 委員会 3 人×3 分科会構成を基本とする。
- ・開催回数は, 各分科会 4～5 回とする。
- ・審議の効率化及び審議結果等の明確化を図るため, 下記の点に留意する。

■質疑事項の事前提出及び県回答の事前準備を可能な限り行う。

■分科会の質疑応答前に論点整理を行う。

■政策・施策評価に係る質疑応答時間は以下のとおりとする。

◇宮城県震災復興計画関連の政策・施策については対面審議項目の事前抽出を行わず, すべて対面審議とする。質疑応答は, 1 政策当たり 8 分を目安に, 1 施策当たり 30 分を目安に行う。

◇宮城の将来ビジョン関連の政策・施策については対面審議項目の事前抽出を行うこととし, 質疑応答時間は抽出状況に応じて以下のとおりとする。

【政策評価】 [Case 1] 委員一名以上が事前抽出した政策 : 1 政策当たり 8 分を目安に行う。

[Case 2] 委員による事前抽出のない政策 : 対面審議を行わない。

ただし, 政策を構成する施策が事前抽出された場合には, 1 政策当たり 8 分を目安に対面審議を行う。

【施策評価】 [Case 1] 委員二名以上が事前抽出した施策 : 1 施策当たり 20 分を目安に行う。

[Case 2] 委員一名が事前抽出した施策 : 1 施策当たり 10 分を目安に行う。

[Case 3] 委員による事前抽出のない施策 : 対面審議を行わない。

■対面審議における説明及び質疑への回答は政策・施策評価担当課室が中心となって行うが, 必要に応じて目標指標等及び事業担当課室も行う。

※政策に係る対面審議においては, 政策評価担当課室及び施策評価担当課室が臨席することを基本とする。

※施策に係る対面審議においては, 関係する政策評価, 施策評価, 目標指標等及び事業担当課室が臨席することを基本とする。

■質疑応答終了後に, 県の自己評価 (原案) に対する委員意見の集約を行い, 判定及び判定理由等の決定を行う。